

○大分市健康増進法施行細則（平成15年 8月29日 規則第49号）

（趣旨）

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（国民健康・栄養調査世帯の指定の通知）

第2条 市長は、法第11条第1項の規定により国民健康・栄養調査に係る調査世帯を指定したときは、省令第2条第2項の規定により、国民健康・栄養調査世帯指定通知書（様式第1号）を当該世帯の世帯主に交付するものとする。

（特定給食施設の届出）

第3条 法第20条第1項の特定給食施設を設置した者（以下「設置者」という。）は、同項の規定により、その事業を開始し、又は再開した日から1月以内に、給食開始（再開）届（様式第2号）を保健所長に提出しなければならない。

2 設置者は、法第20条第2項の規定により、前項の届出の内容に変更が生じたとき、又はその事業を休止し、若しくは廃止したときは、当該変更又は当該事業の休止若しくは廃止の日から1月以内に、給食内容変更（休止・廃止）届（様式第3号）を保健所長に提出しなければならない。

（特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定の通知）

第4条 保健所長は、法第21条第1項の規定により、特別の栄養管理が必要な特定給食施設としての指定をしたときは、指定通知書（様式第4号）を当該指定に係る設置者に交付するものとする。

（栄養指導票の交付）

第5条 法第19条の栄養指導員（以下「栄養指導員」という。）は、法第18条第1項第2号の規定による指導又は助言をするときは、給食施設栄養指導票（様式第5号）により行うものとする。

（報告書の提出）

第6条 保健所長は、設置者に対し、6月に実施した給食について、その翌月の末日までに報告書を提出することを求めるものとする。

(平20規則33・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大分市栄養改善法施行細則の廃止)

2 大分市栄養改善法施行細則（平成9年大分市規則第40号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前にした前項の規定による廃止前の大分市栄養改善法施行細則の規定による届出その他の手続は、この規則の相当規定によってした届出その他の手続とみなす。

附 則（平成20年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年規則第9号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の大分市健康増進法施行細則に規定する様式用の紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）（略）